

学校いじめ防止基本方針

岡工が目指す姿

「生徒が安心して楽しく学べる学校」

「保護者が子どもを通わせたい学校」

「地域から愛される学校」

令和6年4月

長野県岡谷工業高等学校

1 いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとするなど深く傷つき、悩み深刻な状況の生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として非常に大きな課題である。

本校では、平成25年度より教育重点目標に「いじめ、体罰のない安心安全な学校づくりと悩みを抱える生徒への多様な支援」を新たに盛り込み、その目標達成に向け、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめに対しては、どの生徒にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ、速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義・特質・態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第一章総則（第2条）より

(2) いじめの特質の認識

- ・いじめは本校のどの生徒にも起こり得る。
- ・いじめは本人がいじめと感じれば、それはいじめである。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強盗等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の生徒観や指導が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりをもっている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むべき問題である。

教職員一人ひとりに求められること 組織的な岡工の「いじめ」の取組み

いじめの未然防

いじめが起こらない
学校・学級づくり

いじめの早期発見

アンケートや教育相談等の
実施等でアンテナを高く

いじめへの迅速な対応

いじめられている生徒の苦痛を
取り除くことを最優先に考える

ネット上のいじめへの対応見

インターネットの特殊性による危険の理解

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- ・悪口を言う ・落書き ・私物壊し ・無視 ・影口 ・ぶつかる ・小突く
- ・命令する ・脅す ・性的辱め ・メール等で誹謗中傷 ・噂流し ・からかい
- ・仲間はずし ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り ・けんか 等

(4) いじめの進行

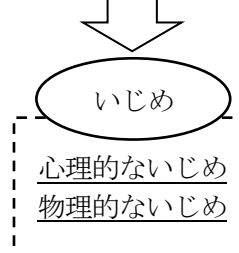
第1段階 [遊び・ふざけ・いたづら] ⇨ 第2段階 [いじわる・けんか・からかい]

ふざけ：双方が親しい関係にあり、相手を傷つけるようなダメージを与えることはない。

けんか：ほぼ対等な関係で、勝ったり負けたりする。

いじめ：いじめる側が一方的に仕掛ける。執拗に繰り返す。
いじめる側は傷つかない。

※ただし、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にあるものを見逃さない。



(5) いじめ「解消」の定義

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめ防止の指導體制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「相談・支援委員会」を設置する。

* 構成員：教頭、生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター、
教育相談コーディネーター、道徳教育推進教師、各学年代表

* 委員会の取組内容

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- ② 研修会の企画立案
- ③ アンケートの実施と結果報告
- ④ 未然防止の取組
- ⑤ 早期発見の取組
- ⑥ 各クラスの状況報告等

定期的に「支援・相談委員会」を開催する。

- (2) いじめを認知した場合は速やかに生徒指導係、学年会（部顧問）中心に対策チームを設置して全職員で生徒への指導・援助等の取り組みを行う。

*取組内容(本校のどの生徒にも起こり得る問題として取組む)

- ① 被害生徒の安全確保・事実関係の正確な調査・把握と学校長への報告
- ② 必要があれば、高校教育課、心の支援課に連絡
- ③ 被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
- ④ 保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- ⑤ 生徒指導による指導
- ⑥ 事態収束までの継続指導・経過観察等

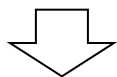
4 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起り得るという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

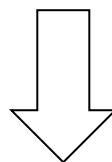
- ・一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実
- ・特別活動等を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくり
- ・特に配慮が必要な生徒に対して適切な支援・指導を行う（特別支援・LGBT・災害で被災している生徒・外国につながる生徒など）
- ・定期的実施している3者面談や随時行う教育相談の充実
- ・ネットトラブル防止のため、モラル教育の充実
- ・保護者に「学校いじめ防止基本方針」等を周知（PTAの協力を得る）

5 いじめの早期発見（本校のどの生徒にも起こり得る問題としてとらえる）

本校のどの生徒にも起こり得る問題としてとらえる



しない、させない、見逃さない



いじめられている生徒の立場に立ち、守り通す

学校での生徒からのサイン

- ・遅刻欠席が多い
- ・体調不良を訴える
- ・表情が沈んでいる
- ・口をききたがらない
- ・無視される
- ・からかわれる
- ・急によく保健室・トイレに行く
- ・衣服が汚れている
- ・体に傷やあざがある
- ・自転車がパンクする
- ・ぼつんと一人である
- ・使い走りをさせられる
- ・発言で爆笑が起きる
- ・プロレスの技を仕掛けられる
- ・ふざけ合い、けんか
- ・持ち物が隠される、落書きされる
- ・あだ名で呼ばれる
- ・必要以上のお金を持っている
- ・図書館で一人である
- ・皆の嫌がる係をいつもやっている
- ・下校が早い、あるいは遅くまで残っている
- ・宿題など提出物が遅れる

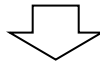
家庭での生徒からのサイン

- ・衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている
- ・風呂に入りたがらなくなる
(殴られた傷跡やあざを隠すため)
- ・買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりする
- ・家庭からお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする
- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなくなる
- ・激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりする
- ・表情が暗くなり、言葉数が減る
- ・部屋に閉じこもったり、ため息をついたりする
- ・言葉づかいが荒くなったり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりをする
- ・親から視線を逸らせたり、家族から話しかけられることを嫌がる
- ・学校に行きたくないと言口にする
- ・友人からの電話で外出が増える

6 いじめの情報収集・実態の把握

いじめの情報収集・実態の把握

- ・日常的な観察（授業・休み時間、清掃時など）
 - ・個人面談
 - ・学校生活アンケートの実施（年3回）
 - ・保健室等からの情報
 - ・学校職員による教育相談・カウンセラーとの面談からの情報
 - ・部活動顧問からの情報
- ※生徒との信頼関係を築いて、教職員間の共通理解・情報連携、教育相談の充実



事実を隠ぺいすることなく、迅速かつ組織的に対応

※教職員がいじめの情報を共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条の規定に違反し得る。

7 いじめに対する措置

いじめ問題の対応の基本

さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く

せ：誠意をもって そ：組織的に対応する

[いじめを発見]

- ・速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「生徒指導係、学年、相談・支援委員会等の対策チームを設置し対応にあたる。

[いじめを受けた生徒への対応]

- ・学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。

[いじめを行った生徒への対応]

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。
- ・また、教育上必要があると認めるときは、適切に指導を行う。

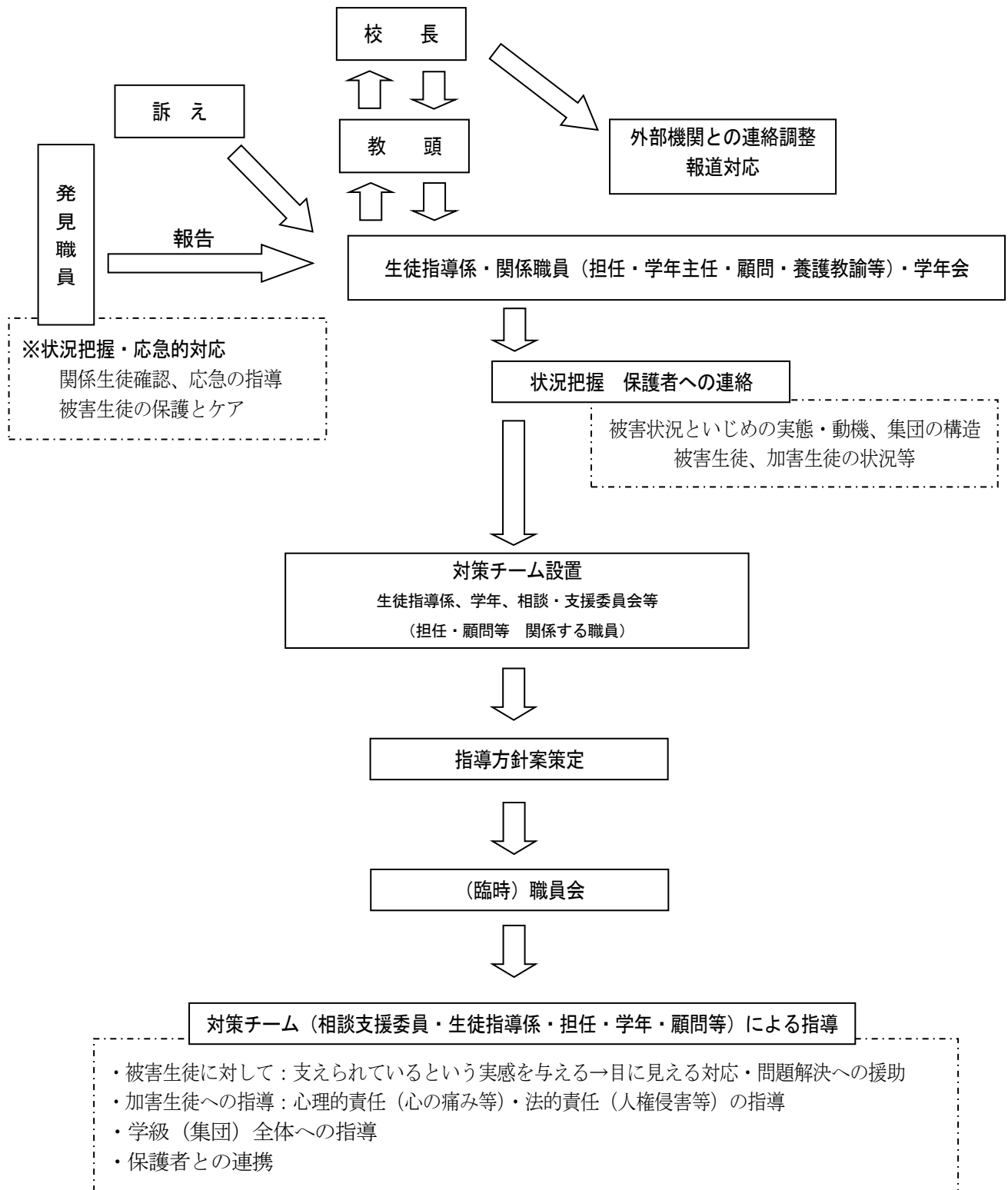
[保護者への対応]

- ・いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告し、解決のために保護者と連携して対応する。

[外部機関との連携]

- ・いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

8 いじめの発見から対応までのフローチャート



9 重大事案への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）」に基づき、適切に対応する。

(1) 重大事案とは

- 一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 具体的な対応

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合、事前に県教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- いじめられた生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続
- いじめた生徒への指導
いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続